

松木飯塚 税務情報

NO. 45 増補改定版

平成28年度与党税制改正大綱発表

法人税実効税率 29.97%に、30年度には 29.74%に
相続空家の譲渡益 3 千万円非課税制度新設

松木飯塚税理士法人 / 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号元赤坂レジデンス1910号
TEL. 03 (5413) 6511(代) FAX. 03 (5413) 6512
E-MAIL info@mi-cpta.com URL http://www.mi-cpta.com

消費税軽減税率ですったもんだしましたが、平成27年12月16日、平成27年度与党税制調査会の税制改正大綱が決定されました。

既に相続贈与税制は平成27年度で増税施行済み。法人税減税と消費税増税対応軽減税率導入により、なんとか新3本の矢(経済対策+子育て支援+社会保障)でアベノミクスをもう一度、となるでしょうか。

相続・贈与税制

■非上場自社株純資産価額評価額が上昇

法人税の税率引き下げの影響を受け、非上場自社株評価において純資産価額計算上差し引く法人税相当額(現行38%)が下がるため、大会社以外の自社株は平成28年4月1日以後の相続贈与から上昇します。自社株移転はその前に。

■相続実家の譲渡所得3千万円非課税制度新設

空家原因の約半数が実家相続。国交省の要望から、親が一人暮らししていた実家の相続人が、旧耐震建築の建物や土地を平成28年4月1日以後31年末までに譲渡した場合、譲渡益の3千万円まで非課税とされる特例が創設されます。

1. 建物：①区分所有建物でない、②昭和56年5月31日以前建築、③被相続人が相続開始直前に独居、④譲渡相続人は居住不要、⑤家屋譲渡時まで無利用、⑥譲渡時耐震基準充足。
2. 土地：①1の建物の敷地、又は②無利用建物除却後の無利用敷地。
3. 譲渡対価：1億円以下。
4. 譲渡期間：相続から3年の年末まで。譲渡後3年の年末までの1億円超の分割譲渡不可。
5. 相続税の取得費加算特例とは選択適用。
6. 居住用買換特例との重複適用は？
7. 市町村長の証明書等の添付を要件。

3千万円控除で最大600万円所得住民税が下がりますが、建物付なら耐震工事、更地売却に

は取壊しが必要です。平成25年1月1日以後相続で、平成28年4月以後譲渡が対象です。

親と同居できず相続税の小規模宅地の特例を要件不足で受けられなかった場合でも適用可能性があります。

また平成27年以後厳しくなった相続税の取得費加算特例との併用不可。要件の合う人は負担相続税から、どちらが有利か計算しましょう。

問題は、買手がつかない田舎の実家。税軽減分、売価を下げてでも売ればいいのですが。

法人税制

■実効税率引き下げ、32.11%→29.74%までに

平成28年4月1日以降開始年度から段階引き下げされます。中小法人の実効税率は、現行23.2%です。事業するなら法人化。法人化後は、低税率を活かした内部留保作りが重要です。

■建物附属設備・構築物の減価償却は定額法に

平成28年4月1日以後取得資産は、定額法のみ。耐用年数15年の設備の償却率は13.3%→6.37%に半減。新築時の収益試算を厳格に。

■青色欠損金繰越延長を平成30年迄先延ばし

大法人は繰越控除制限 80%→65%→50%へと厳しく。中小法人は制限はないものの、繰越控除期間現行9年→10年への延長は平成30年4月開始事業年度となります。

消費税制

■平成29年4月1日10%増税時、軽減税率導入

酒・外食以外の飲食料品と定期購読新聞は現行8%(軽減税率)に据置き、平成33年4月以後のインボイス方式まで、簡易方式とします。

国税通則法手続

■事前通知後税務調査前の修正申告の加算税

平成29年1月以後、過少申告して調査通知を受けたらサクッと修正→5%加算、5年内に無申告を繰返す→10%加算と、罰金を重課します。



平成28年度税制改正のポイント一覧

MI-CPTA

松木飯塚税理士法人作成

TEL 03(5413)6511(代) 平成27年12月18日

		項目	改正前	改正後	※		
相続贈与税 所得・住民税	個人	取引相場のない株式評価純資産価額方式	法人税相当額△38%	法人税相当額△37%	△		
		出産子育て資金非課税贈与特例	追加	不妊治療の市販薬も対象	▼		
		農地の贈与税納税猶予	継続特定貸付要件制限	認定農業者対象なら期間要件・区分地上権緩和	▽		
		居住用財産贈与の配偶者控除	登記簿謄本添付	贈与契約書添付	▼		
		相続実家の譲渡益3千万円特別控除	新設	昭和56年5月31日以前築で相続3年以内	▽		
		相続時の非居住者譲渡所得等特例	未整備	未分割の場合の分割確定更正の請求可能	▼		
		三世代同居改修工事の特例	新設	5年間ローン控除又は最大25万円税額控除	▽		
		特定の居住用財産の買換え交換特例	平成27年12月31日まで	平成29年12月31日まで2年延長	—		
		住宅譲渡損失繰越控除等の各特例	平成27年12月31日まで	平成29年12月31日まで2年延長	—		
		医療費控除	10万円以上の医療費のみ	12千円以上の市販医薬品対価最高88千円	↓		
所・法人	個人・法人	建物附属設備・構築物減価償却方法	定額法・定率法選択可	定額法一本化	△		
		サービス付き高齢者住宅割増償却	14%、耐用年数35年以上20%	10%、耐用年数35年以上14%、	△		
		青色申告者の少額減価償却資産特例	従業員1千人超法人も可能	従業員1千人超法人を除外	△		
		環境関連投資促進税制	風力発電対象	風力発電即時償却廃止、太陽光設備見直し	△		
法人	法人	法人税率の引下げ	大法人・800万円超実効税率	資本金1億円以下 大法人・800万円超			
			平成27年4月開始事業年度	32.11%	23.90%	32.11%	—
			平成28年4月開始事業年度	31.33%	21.42%、23.20%	29.97%	▽
			平成29年4月開始事業年度	31.33%	地方法人税による	29.97%	—
			平成30年4月開始事業年度	31.33%	地方法人税による	29.74%	▽
			青色欠損金繰越期間9年→10年	平成29年4月1日以後	平成30年4月1日以後開始事業年度		<
			欠損金繰越控除限度額(大法人)	平成27年4月65%、29年50%	平成28年60%、29年55%を追加段階増税、		↑
			外形標準課税(大法人)	外形割合1/4、所得割税率7.2%	外形割合1/2、所得割税率4.8%、赤字課税へ		△
			〃負担軽減措置(付加価値30億円超)		平成28年3/4、29年1/2、30年1/4軽減		△
			地方特別法人税(大法人)	93.5%	414.2%		△
			雇用促進税制	全事業所対象増加従業員	雇用開発地域のみ、所得拡大税制併用可に		±
			設備投資税額繰越等	医療・農業分野の即時償却等	繰越控除・即時償却廃止、		±
			国家戦略特区内外の事業の所得控除	新設	新設青色申告法人5年間所得金額20%減		法
			企業版ふるさと納税	地方公共団体寄附全額損金	地域再生法事業寄附全額損金+税額控除		法
消費税		消費税10%時から軽減税率8%導入	平成29年4月1日から新設	食料品(酒・外食以外)・定期購読新聞対象	↘		
		複数税率対応のインボイス制度導入	新設	平成33年4月1日~適格請求書等保存	⇐		
		高額資産取得の簡易課税制度	新設	1千万円以上資産取得期間3年間は不適用	△		
固定資産税	定産	遊休農地解消の農地評価補正停止	限界収益修正率による補正	補正せず、正常売買価格のみで評価	↑		
		耕作放棄地	新設	耕作放棄地は1.8倍、農地バンク貸出軽減	±		
		全農地の中間管理機構貸付1/2軽減	新設	貸付10年以上3年間、15年以上5年間	?		
		中小企業生産性向上法設備1/2軽減	新設	課税標準を1/2(当初3年間)	法		
国税通則法		クレジットカード納付制度	創設	平成29年1月4日以後	↓		
		事前通知後、調査までの修正申告	過少申告加算税なし	5%(期限内申告額又は50万円超×10%)	↑		
		事前通知後、調査までの期限後申告	過少申告加算税5%	10%(50万円超×15%)	↑		
		5年内に繰り返す無申告加算税	本税×15%、20%、	10%加算し、本税×25%、30%	↑		
		5年内に繰り返す重加算税	本税×35%、40%	10%加算し、本税×45%、50%	↑		

※適用開始▼平成28年1月1日、▽平成28年4月1日、↓29年1月1日、<30年4月1日、⇐平成33年4月1日
法：各関連法施行日以後、上左向きは増税、下右向きは減税

※この一覧表は、平成27年12月16日送信の松木飯塚税務情報NO.45の解説と合わせてご利用ください。